

日本看護倫理学会 (The Japan Nursing Ethics Association) 会則

第1章 名称

第1条 本学会は日本看護倫理学会と称する。英語名称は「The Japan Nursing Ethics Association」、略称「JNEA」とする。

第2条 本学会の事務局は、別に定める。

第2章 目的及び事業

第3条 本学会は、看護倫理の知の体系化をめざし、看護倫理に関心をもつ実践者・研究者・教育者の交流を支援するとともに、看護倫理に関する政策提言を行うことを目的とする。

第4条 本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年次大会を開催する
- (2) 学会誌を発行する
- (3) 看護倫理の実践者・研究者・教育者の交流を支援する
- (4) 調査研究データを蓄積し、政策提言につながるような研究活動を推進する
- (5) 保健看護福祉分野に関する倫理的な問題に対して本学会の見解を表明する
- (6) 国内または海外の看護倫理関連の学会・研究機関等と連携する
- (7) その他本学会の目的達成に必要な事業を行う

第3章 会員

第5条 本学会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

第6条 正会員は、本学会の目的に賛同し、看護倫理の実践・教育・研究に携わっている者で、理事会の承認を得た者をいう。

第7条 賛助会員とは、本学会の目的に賛同する個人、または団体に理事会の承認を得た者をいう。

第8条 本学会に入会希望する者は、看護倫理に関連する研究業績等を有する者、または理事もしくは評議員 1 名の推薦を得ていることとし、日本看護倫理学会に申込書を提出するものとする。

第9条 本学会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
3. 会費の滞納により会員の資格を喪失した者が再入会する場合は滞納した年数分を納めることを条件とする。

第10条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納（2年間）

- (3) 死亡
- (4) 除名
2. 退会を希望する会員は、理事会へ退会届を提出しなければならない。
3. 本学会の名誉を傷つけ、または本学会の目的に反する行為のあった会員は、理事会の議を経て理事長が除名することができる。

第4章 役員および評議員

第11条 本学会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 10名前後（理事長が指名した理事若干名を含む）
- (4) 監事 2名

第12条 理事長は、理事会で理事の中から互選により選出し、総会の承認を受ける。

2. 副理事長は、理事長が指名する。
3. 理事及び監事は、評議員の中から選出し、総会の承認を受ける。

第13条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、本学会を代表して会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時はこれを代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し会務を執行する。
- (4) 監事は、本学会の会計および資産を監査する。

第14条 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、連続しては2期までとする（指名理事を除く）。

2. 役員の辞任若しくは死亡等により欠員が生じた時は、当該事由が生じた時の直前の役員選挙における次点者が、補欠の役員としてその任に当るものとする。
3. 前項に規定する補欠の役員の任期は、任期の満了前に退任した役員の任期の満了する時までとする。

第15条 評議員は正会員の中から選出する。

2. 評議員の選出は別に定める。
3. 評議員は、評議員会を組織し、重要会務を審議する。

第5章 会議

第16条 本学会に次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 総会

第17条 理事会は理事長が召集し、その議長となる。

2. 理事会は毎年2回以上開催する。
3. 理事会は理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

4. 理事会は、総会および評議員会の運営方法、本学会の基本方針、その他の重要事項について協議を行う。

第18条 総会は毎年理事長が招集する。ただし、正会員の3分の1以上から請求があった時および理事会が必要と認めた時は、理事長は臨時に総会を開催しなければならない。

2. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。ただし、定時学会総会の議長は大会長があたる。
3. 総会は正会員の10分の1以上の出席、または委任状がなければ議事を開き議決することができない。

第19条 総会は、この会則に定める事項の他、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

第20条 総会における議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第21条 評議員会は理事長が招集しその議長となる。

2. 評議員会は毎年1回開催する。ただし、評議員の3分の1以上から請求があった時、および理事会が必要と認めた時は、理事長は臨時に評議員会を開催しなければならない。
3. 評議員会は評議員の過半数の出席、または委任状がなければ議事を開き議決することができない。

第6章 年次大会

第22条 年次大会は年1回開催する。

第23条 大会長は理事会の推薦による。

2. 大会長は年次大会を主宰する。

第7章 学会誌

第24条 本学会は年1回以上学会誌を発行する。

2. 学会誌の編集および発行を行うために編集委員会をおく。
3. 編集委員会は理事会で推薦された理事、評議員等10名程度の委員をもって組織する。
4. 編集委員会の委員長は理事の中から選出する。

第8章 委員会

第25条 本学会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、審議等、当該事項推進のための活動をすることができる。
3. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て、別に定める。

第9章 会計

第26条 本学会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第10章 会則の変更

- 第27条 本学会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。
2. 前項の承認は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11章 雑則

第28条 この会則に定めるものの他、本学会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この会則は、平成20年6月15日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成21年6月6日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成24年5月26日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成25年6月8日から施行する。

附則 この会則の改正は、平成28年5月21日から施行する。